

(2) リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

◎リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	61	60
延 滞 債 権 額 (B)	1,854	1,728
合 計 (C)=(A)+(B)	1,915	1,789
担 保 ・ 保 証 額 (D)	1,266	1,252
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	648	536
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	602	507
同 引 当 率 (G)=(F)/(E)	92.93%	94.44%

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	9	7
合 計 (J)=(H)+(I)	9	7
担 保 ・ 保 証 額 (K)	1	1
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	8	6
貸 倒 引 当 金 (M)	2	2
同 引 当 率 (N)=(M)/(L)	33.33%	44.36%

3. リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
リスク管理債権の合計額 (O)=(C)+(J)	1,924	1,796
貸出金 (P)	40,419	40,216
貸出金に占める比率 (O)/(P)	4.76%	4.47%
保全額合計 (Q)=(D)+(F)+(K)+(M)	1,873	1,763
保全率 (Q)/(O)	97.33%	98.14%
自己資本額	5,372	5,493
自己資本比率	15.51%	15.19%

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

◎金融再生法開示債権の状況

1. 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,924	1,796
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	498	487
危険債権	1,416	1,301
要管理債権	9	7
正 常 債 権	38,575	38,526
合 計 (B)	40,500	40,323
合計額に占める不良債権の比率 (A)/(B)	4.75%	4.46%
自己資本額	5,372	5,493
自己資本比率	15.51%	15.19%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,924	1,796
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	498	487
危険債権	1,416	1,301
要管理債権	9	7
保全額 (C)	1,873	1,763
貸倒引当金 (D)	605	509
担保・保証等 (E)	1,268	1,253
保全率 (C) / (A)	97.33%	98.14%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (E))	92.18%	93.87%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期末残高	摘 要
			目的使用	そ の 他		
一般貸倒引当金	平成28年度	177	104	—	177	104
	平成29年度	104	98	—	104	98
個別貸倒引当金	平成28年度	563	602	1	561	602
	平成29年度	602	507	3	599	507
合 計	平成28年度	740	706	1	739	706
	平成29年度	706	605	3	703	605

(4) 貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成29年度
貸 出 金 償 却 額	35,842	20,361

(5) 自己資本充実の状況

① 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円、%)

項 目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,282,619		5,411,578	
うち、出資金及び資本剰余金の額	156,748		156,542	
うち、利益剰余金の額	5,130,577		5,260,399	
うち、外部流出予定額 (△)	4,694		4,692	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12		△ 670	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	104,263		98,235	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	104,263		98,235	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,386,883		5,509,814	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14,152		16,297	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14,152		16,297	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14,152		16,297	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,372,731		5,493,517	

リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	32,618,317		34,245,160	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,170,371		△ 720,107	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係るものの額	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,170,371		△ 720,107	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,014,666		1,916,695	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	34,632,984		36,161,855	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.51%		15.19%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

◇自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資(発行主体:当金庫)のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、156,542千円です。

②定量的な開示事項

(イ) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	32,618	1,304	34,245	1,369
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,788	1,351	34,965	1,398
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	29	1	29	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,063	242	5,562	222
法人等向け	18,510	740	21,423	856
中小企業等向け及び個人向け	2,674	106	2,326	93
抵当権付住宅ローン	247	9	256	10
不動産取得等事業向け	575	23	715	28
3ヵ月以上延滞等	471	18	290	11
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	135	5	122	4
出資等	6	0	9	0
上記以外	5,071	202	4,226	169
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,950	78	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	395	15	395	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	332	13	269	10
上記以外のエクスポージャー	2,392	95	2,362	94
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,170	△ 46	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,014	80	1,916	76
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	34,632	1,385	36,161	1,446

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定手法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの計画に基づいた業務推進を行い、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一の施策として考えております。

(ロ) 信用リスクに関する事項

a. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度
国 内	84,046	83,028	40,500	40,323	19,165	20,874	—	—	521	470
国 外	3,597	3,198	—	—	3,597	3,198	—	—	—	—
地 域 別 合 計	87,644	86,226	40,500	40,323	22,763	24,072	—	—	521	470
製 造 業	9,849	11,030	4,009	4,215	5,840	6,814	—	—	41	7
農 業、林 業	47	41	47	41	—	—	—	—	—	—
漁 業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 土 砂 採 取 業	79	86	79	86	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,334	4,727	4,234	4,527	100	200	—	—	30	28
電 気・ガ 斯・熱 供 給・ 水 道 業	1,899	1,999	0	0	1,898	1,999	—	—	—	—
情 報 通 信 業	820	1,059	17	56	799	999	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,445	3,734	647	734	2,798	3,000	—	—	40	40
卸 売 業、小 売 業	4,618	5,063	3,118	3,163	1,499	1,900	—	—	8	7
金 融 業、保 険 業	32,402	29,803	4,090	4,295	5,700	5,098	—	—	—	—
不 動 産 業	1,440	1,671	1,240	1,471	200	200	—	—	61	61
物 品 質 貸 業	109	116	109	116	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	58	57	58	57	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	765	762	765	762	—	—	—	—	133	129
飲 食 業	611	571	611	571	—	—	—	—	11	10
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	910	892	810	792	100	100	—	—	17	16
教 育、学 習 支 援 業	89	146	89	146	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	832	761	732	761	100	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,179	1,815	1,176	1,809	—	—	—	—	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	17,492	15,797	13,712	12,030	3,726	3,760	—	—	—	—
個 人	4,948	4,681	4,948	4,681	—	—	—	—	177	168
そ の 他	1,709	1,407	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	87,644	86,226	40,500	40,323	22,763	24,072	—	—	521	470
1 年 以 下	20,659	21,580	5,237	7,335	1,630	588	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	12,597	15,022	5,403	4,762	1,753	3,910	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	13,613	9,203	6,096	6,410	4,487	2,792	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	9,891	8,815	7,383	5,919	2,508	2,895	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	8,804	10,588	4,026	4,126	4,777	6,462	—	—	—	—
10 年 超	19,720	18,960	12,114	11,538	7,605	7,422	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	2,357	2,054	238	229	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	87,644	86,226	40,500	40,323	22,763	24,072	—	—	—	—

- (注) 1. 貸出金には、貸出金に関する未収利息を含めて計上しております。
 2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 3. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金や有形固定資産等が含まれます。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

б. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	目的使用		その他		平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度
					平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度				
製 造 業	29	34	34	29	-	3	29	31	34	29	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	395	346	346	329	0	-	395	346	346	329	5	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	0	91	91	42	-	-	0	91	91	42	-	7
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	70	64	64	44	1	-	69	64	64	44	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	8	6	6	4	-	-	8	6	6	4	-	-
宿 泊 業	11	4	4	6	-	-	11	4	4	6	15	2
飲 食 業	5	4	4	3	-	-	5	4	4	3	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	21	20	20	19	-	-	21	20	20	19	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	9	9	5	-	-	-	9	9	5	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	18	20	20	20	-	0	18	20	20	20	15	9
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	563	602	602	507	1	3	561	599	602	507	35	20

- (注) 1. 貸出金償却は、期中に償却した全ての貸出金償却の額を計上しております。
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、70ページに掲載しております。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

c. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	19,651	—	17,502
10%	—	1,658	—	1,527
20%	7,098	25,524	6,598	23,824
35%	—	707	—	731
50%	12,224	407	14,439	361
75%	—	2,757	—	2,270
100%	1,199	15,361	1,099	17,253
150%	99	40	—	29
250%	—	913	—	587
1,250%	—	—	—	—
合計	87,644		86,226	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約どおりに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。また、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定 of 債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制等のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や常勤理事会、理事会に対し報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定 of 要領」(自己査定基準)及び「償却及び引当金計上に関する規定・償却及び引当金計上基準運営要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、債権額から担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額に対してキャッシュフローによる回収可能額を除いた残額を個別貸倒引当金として計上しており、実質破綻先及び破綻先については、担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額全額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

以下の4つの機関を採用しております。

- ・ J C R (株式会社 日本格付研究所)
- ・ R & I (株式会社 格付投資情報センター)
- ・ M o o d y ' s (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ)

(ハ) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	921	905	1,813	1,921	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	186	180	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	479	481	—	—	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	399	378	1,241	1,275	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	2	—	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1	1	—	—	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	38	43	384	465	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の受付に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取扱い姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適正な管理並びに適切な事務取扱いを行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、地方公共団体及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証があり、これらが保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

③オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または対外事象の発生により当金庫に生ずる損失にかかるリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク等を含むリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクの認識・評価・コントロール等のための態勢を整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理・緊急時の態勢を整備すること等を基本とし、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、現状、基礎的手法を採用しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を設置し、各リスクの管理担当部署と連携して協議・検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や理事会等に報告する態勢を整備しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

⑤証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

⑥出資等エクスポージャーに関する事項

(イ) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	403	403	405	405
合 計	403	403	405	405

(注) 1. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式、投資事業組合出資金のほか、
信金中央金庫出資金やその他の出資金です。

(ロ) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	0	0
売却損	1	0
償 却	—	—

◇銀行勘定における出資その他これらに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、保有限度枠の状況や市場リスクの予想損失額等を分析し、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等にかかるリスクの認識については、財務諸表等を基にした分析・評価を実施し、適切なリスク管理に努めております。

⑦金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸出金	△ 230	△ 409	定期性預金	43	180
有価証券等	△ 331	△ 675	要求払預金	11	50
預け金	△ 18	△ 33	その他	—	—
その他	—	—			
運用勘定合計	△ 579	△ 1,117	調達勘定合計	54	230

銀行勘定の金利リスク	△ 525	△ 887
------------	-------	-------

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを、99パーセンタイル値(過去5年間の金利変動データに基づき統計処理した値)によって求められた金利変動幅を使用し、銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

銀行勘定の金利リスク＝運用勘定の金利リスク量－調達勘定の金利リスク量

◇リスク管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測を行い、その都度経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

◇内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- | | |
|------------|--|
| ◎計測手法 | ラダー方式 |
| ◎金利感応資産・負債 | 貸出金、有価証券、預け金、預金、
その他の金利・期間を有する資産・負債 |
| ◎金利ショック幅 | 99パーセンタイル値 |
| ◎コア預金 | 対象：流動性預金全般
算定方法：①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から
差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を適用 |
| ◎計測の頻度 | 四半期ごと(前月末基準) |

(6) 有価証券、金銭の信託、信用金庫法施行規則第102条
第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価
額、時価及び評価損益

◎有価証券

1. 売買目的有価証券

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	1,908	2,214	305	1,908	2,242	334
	社債	1,600	1,607	7	1,300	1,303	3
	その他	1,997	2,042	44	1,798	1,840	42
	小計	5,506	5,863	356	5,006	5,386	379
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	400	399	△0	500	499	△0
	その他	1,600	1,546	△53	1,400	1,373	△26
	小計	2,000	1,946	△53	1,900	1,872	△27
合計	7,506	7,809	303	6,906	7,259	352	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

2期とも該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	債券	10,965	10,503	462	13,916	13,435	480
	地方債	904	799	104	918	799	118
	社債	10,061	9,703	357	12,998	12,635	362
	小計	10,965	10,503	462	13,916	13,435	480
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	債券	4,656	4,753	△ 97	3,708	3,730	△ 21
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,656	4,753	△ 97	3,708	3,730	△ 21
	小計	4,656	4,753	△ 97	3,708	3,730	△ 21
合計	15,622	15,256	365	17,624	17,165	458	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成28年度 貸借対照表計上額	平成29年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	該当なし	該当なし
関連法人等株式	該当なし	該当なし
非上場株式	4	4
投資事業組合出資金	1	4
合計	6	9

◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

◎信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

2期とも該当ありません。

14. 自動機器設置状況

◎自動機設置台数

	設置店舗数(台数)	店舗外ATM設置数(うち共同設置数)
平成29年3月	9 (11)	5 (0)
平成30年3月 (平成30年7月9日から)	9 (11) (9 (12))	4 (0) (5 (0))

◎自動機設置一覧

設置店舗等	設置機械等
本店営業部	ATM (2台)
福野駅前支店	ATM
城端支店	ATM
戸出支店	ATM (2台)
津沢支店	ATM
中田支店	ATM
砺波支店	ATM (2台)
井波支店	ATM
高岡支店	ATM
福野ア・ミュー出張所	ATM
南砺市役所福野行政センター出張所	ATM
戸出中央出張所	ATM
アルビス中田店出張所	ATM
アピタ砺波店出張所	ATM

- (注) 1. 中田支店、福野駅前支店および南砺市役所福野行政センター出張所のATMは、土曜日・日曜日・祝日は稼働しておりませんので、ご利用いただけません。
2. 戸出支店のATMにつきましては、平成30年7月9日の移転オープンに合わせ、2台設置し稼働しております。また、戸出中央出張所のATMにつきましては、平成30年7月9日から稼働しております。